

事業者からの消費者事故の報告を義務付けた条例の制定状況等について¹

1. 対象：47 都道府県及び 17 政令市（合計 64 自治体）
2. 調査方法：上記自治体の消費者行政担当部局にアンケートを実施
（実施期間：平成 21 年 1 月 30 日～2 月 20 日）
3. アンケート項目の概要：
 - 製品、食品、施設・設備等の分野における、事業者に消費者事故の報告を義務付けた条例・規則等（以下、報告条例という）の制定状況（制定予定を含む）等について
 - 報告条例に基づく事業者からの消費者事故の報告内容について
 - 報告条例に基づき事業者から報告された消費者事故情報の公表について
 - 報告条例に基づき事業者から報告された消費者事故情報の国・関係機関への提供について
 - 消費者事故情報の収集のための施策として優先度の高い課題について

4. アンケート結果の概要：

I. 製品、食品、施設・設備等の分野における、報告条例の制定状況（制定予定を含む）及び報告対象の消費者事故の程度について

(1) 製品分野

該当はなかった。

(2) 食品分野

既に制定していると回答した自治体が 38 自治体、制定予定と回答した自治体が 11 自治体²、合計 49 自治体であり、報告の対象となる事故の程度等については、選択式（複数回答可）により、以下のとおりの回答であった。

【選択肢】 全て 中毒 死亡・重篤など重大な事故 その他

選択肢								
回答数	10	3	0	4	4	1	0	27

¹ 本概要は自治体からのアンケート結果に基づくものであり、事務局として個別に条文等を確認したものではない。なお、回答は選択肢より選択（重複回答可）とする他、「その他」として自由記述欄を設けた。

² 制定予定時期の回答内容は、平成 21 年 3 月が 2 自治体、同年 4 月が 5 自治体、同年 6 月が 1 自治体、平成 21 年度中が 3 自治体であった。なお、制定予定時期を明記しない「検討中」との回答が 2 自治体からあったが、上記回答数には含めていない。

なお、上記における「その他」(自由記述)のみ選択した 27 自治体のうち、制定予定の 1 自治体から検討中である旨の回答があった他は、報告対象となる消費者事故の程度としては「(医師の診断による)健康被害(及び健康被害の疑い)」である旨の記載であった。

(3) 施設・設備分野³ 4

報告条例を制定している旨の回答が 2 自治体からあり、報告対象となる消費者事故の程度としては、「死亡・重篤など重大な事故」(選択肢)との回答が 1 自治体、「死亡・重篤など重大な事故」(選択肢)及び「医師の診断を要するもの」(自由記述)との回答が 1 自治体であった。

(4) その他(その他の分野、及び欠陥製品等の報告義務を課している事例等)

上記の他、以下のような基準で報告を求めている条例を制定している旨の回答があった。

- i) 危険な商品等を対象としたもの⁵
危険な商品等であることが明らかになったとき
- ii) 欠陥商品・役務を対象としたもの⁶
消費者に供給した商品又は役務が欠陥商品等であることが明らかになったとき
- iii) 食品の回収・破棄等の措置の必要ある場合を対象としたもの⁷
販売した食品の回収・廃棄させる処置を執らなければ県民の食品の安全安心の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- iv) 精神障害者の訓練における事故を対象としたもの
訓練者が訓練期間中に損害を被った場合
- v) 入浴施設における基準値を超えたレジオネラ属菌を対象としたもの⁸
レジオネラ属菌が基準を超えて検出された場合
- vi) 専用水道又は簡易専用水道の給水の緊急停止の場合を対象としたもの
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき

3 建築基準法第 12 条第 1 項又は第 3 項に基づく定期検査・調査の報告における不具合情報の報告義務に関する条例は、回答数には含めていない。

4 「施設・設備分野」について、死亡・重篤を含む負傷を負った事故について報告を求める指針を策定し、事故報告がなされている旨の回答をした自治体があったが、条例(又は法律・条例に基づく規則)でないため、回答数には含めていない。

5 「製品分野」、「食品分野」及び「その他の分野」の報告条例として回答があったものであるが、報告対象が事故ではなく危険な商品等との回答であったため、「製品分野」「食品分野」の回答数には入れていない。

6 「製品分野」の報告条例として回答があったものであるが、注 5 と同じ理由から製品分野の回答数には入れていない。

7 「食品分野」の報告条例として回答があったものであるが、報告対象が事故ではなく食品の回収・廃棄等の措置が必要な場合との回答であったため、「食品分野」の回答数には入れていない。

8 「施設・設備分野」として回答があったものであるが、本概要ではその他に記載している。

11. 報告条例に基づく事業者からの消費者事故の報告内容について

(1) 製品分野

該当はなかった。

(2) 食品分野

食品分野で報告条例を制定している（又は制定予定である）と回答のあった48自治体における報告条例に基づき、事業者が報告すべき内容（項目）については、選択式により、以下のとおりの回答であった。

【選択肢】 消費者事故の概要（事故の発生日、発生状況、発生場所、被害状況等）、消費者事故に関連した製品の詳細（製造番号、製造場所、輸入先国等）、消費者事故の原因、消費者事故の再発防止策、その他

選択肢				~	~						
回答数	0	10	3	7	3	2	1	1	0	0	22

「その他」のみを選択した22自治体については、「健康被害に関する情報」として具体的な項目に触れていないか、条例では特に報告内容や項目を定めていない旨の回答であったが、報告を受けた保健所等が ~ の項目を調査し又は報告を求めることになるなど、自由記述欄に報告後の調査・聞き取りについても記載している自治体があった。

(3) 施設・設備分野

施設・設備分野で報告条例を定めている旨回答のあった2自治体の回答は、「消費者事故の概要（事故の発生日、発生状況、発生場所、被害状況など）」、「消費者事故の原因」及び「消費者事故の再発防止策」（いずれも選択肢）が1自治体、「消費者事故の概要（事故の発生日、発生状況、発生場所、被害状況など）」及び「消費者事故の原因」（いずれも選択肢）が1自治体であった。

(4) その他の報告条例について

「1.」の「(4) その他」に記載した各報告条例に関する公表の基準については、以下のとおりの回答であった。

- i) 危険な商品・役務を対象としたもの
危険な商品等であることが明らかになった旨
- ii) 欠陥商品・役務を対象としたもの
消費者に供給した商品又は役務が欠陥商品等であることが明らかになった旨
- iii) 食品の回収の必要のある場合を対象としたもの
上記11.(2)記載の食品分野に関する選択肢全てが報告内容

- iv) 精神障害者の訓練における事故を対象としたもの
社会適応訓練の期間中に訓練者が損害を被った等の場合において速やかに状況を報告する旨のみで項目は規定していない
- v) 入浴施設における基準値を超えたレジオネラ属菌を対象としたもの
営業者・設置者氏名及び住所及び検査成績書の写し
- vi) 専用水道又は簡易専用水道の給水の緊急停止の場合を対象としたもの
給水の緊急停止を行った場合

III. 報告条例に基づき事業者から報告された消費者事故の公表の有無（公表方針の有無）及び公表基準

(1) 製品分野

該当はなかった。

(2) 食品分野

食品分野で報告条例を制定している（又は制定予定である）と回答のあった 49 自治体のうち、48 自治体より公表する（方針である）旨の回答があり、その基準については、選択式により、以下のとおりの回答であった。

【選択肢】 消費者事故全てを公表、 死亡・重篤な被害など一定の重大な消費者事故を公表、 原因が明らかな消費者事故を公表、 その他

選択肢								
回答数	3	10	6	2	8	4	1	15

「その他」の自由記述回答の主なものとしては、食中毒又は食品衛生法に違反した場合⁹に公表を行う旨、別途定められた公表基準による旨、被害発生が予想される場合や拡大防止の目的など必要と判断する場合に公表する旨の回答（重複回答含む）であった。

(3) 施設分野

施設・設備分野で報告条例を定めている旨回答のあった 2 自治体からは、それぞれ「事故が発生した場所が特定できる情報を除き原則全件公開」する旨の回答、及び「一般に周知させることにより当該事故と同種の事故の発生の防止に資すると認めるもの」を公表する旨の回答があった。

(4) その他の報告条例について

⁹ 違反があり行政指導・処分を行った場合を含む。

「Ⅰ.」の「(4) その他」に記載した各報告条例に関する公表の基準については、以下のとおりの回答であった。

- i) 危険な商品・役務を対象としたもの
消費者の健康、身体または財産の安全を確保するために必要であると認めるとき
- ii) 欠陥商品・役務を対象としたもの
死亡・重篤な被害など一定の重大な消費者事故を公表（選択肢）
- iii) 食品の回収の必要のある場合を対象としたもの
県民保護のために急を要する場合や、特に周知が必要であると認めた場合、報告をした事業者に対し助言、指導その他支援を行った場合で、県民に対し周知する必要があるとき
- iv) 精神障害者の訓練における事故を対象としたもの
（公表していない）
- v) 入浴施設における基準値を超えたレジオネラ属菌を対象としたもの
改善命令等に従わない場合であって使用中止命令等の処分をした場合
- vi) 専用水道又は簡易専用水道の給水の緊急停止の場合を対象としたもの
（公表していない。法令上、事業者に周知等の措置を行う義務があるため。）

IV. 報告条例に基づき事業者から報告された消費者事故の国や関係機関への情報提供を行っている（行う方針である）か

(1) 製品分野

該当はなかった。

(2) 食品分野

食品分野で報告条例を制定している旨回答した49自治体全てで、情報提供をしている旨の回答があり、提供の基準についての回答の結果は以下の通りであった。

全て国又は関係機関に提供する：5自治体

一定の要件に該当する消費者事故の情報を提供する：44自治体

(3) 施設・設備分野

施設・設備分野で報告条例を定めている旨回答のあった2自治体ともに、「一定の要件に該当する消費者事故を国又は関係機関に提供する」（選択肢）との回答であった。

(4) その他の報告条例について

「Ⅰ.」の「(4) その他」に記載した各報告条例に関する情報提供については、以

下のとりの回答であった

- i) 危険な商品・役務を対象としたもの
一定の要件に該当する消費者事故情報を提供する（選択肢）
- ii) 欠陥商品・役務を対象としたもの
一定の要件に該当する消費者事故情報を提供する（選択肢）
- iii) 食品の回収の必要のある場合を対象としたもの
（情報提供していない）
- iv) 精神障害者の訓練における事故を対象としたもの
（情報提供していない）
- v) 入浴施設における基準値を超えたレジオネラ属菌を対象としたもの
（情報提供していない）
- vi) 専用水道又は簡易専用水道の給水の緊急停止の場合を対象としたもの
全て情報提供する（選択肢）

V. 消費者事故情報の収集のための施策として優先度の高い課題について

自治体からの回答状況は以下の通りであった。

【選択肢】 消費者相談窓口の拡充が重要である、 事業者から報告を受ける仕組み作りが重要である、 国による財政支援が重要である、 国において一律的に取り組まれるべき課題である

選択肢				
回答数	30	36	17	27

（複数回答）

以 上